

○蓮田市行政改革推進本部設置規程

昭和58年 1 月11日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 この規程は、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な市行財政の確立を目指して、市政の果たすべき役割をさらに明らかにし、簡素で効率的な行財政システムの実現を図るとともに、国及び県の行政改革に対応するため、蓮田市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部は、本市の行財政の実態に全般的な検討を加え、行財政運営の改革に関する基本方針及び実施方策を定める。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、教育長、総合政策部長、総務部長、環境経済部長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、学校教育部長、生涯学習部長、会計管理者、消防長、議会事務局長、監査委員事務局長及び参事の職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(調査研究部会)

第 6 条 本部は、付議すべき事案を調査研究するため必要があるときは、調査研究部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 部会に部会長及び副本部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副本部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(行政改革の推進における所属長の役割)

第7条 本部において定められた基本方針及び実施方策に基づき、蓮田市行政組織規則（平成18年蓮田市規則第56号）第21条第1項に規定する課長、所長及び室長（以下この条において「所属長」という。）は、必要に応じて関係する所属長との調整を図り、当該所属に係る事務の行政改革を推進する。

(庶務)

第8条 本部及び部会の庶務は、総合政策部政策調整課で処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。